

政令番号34 キザロホップエチル

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成19年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道			1.8E+3					1,807.0
2	青森県			8.3E+1					83.0
3	岩手県			1.6E+2					161.0
4	宮城県			2.2E+2					217.0
5	秋田県			1.9E+2					189.0
6	山形県			9.1E+1					91.0
7	福島県			7.0E+0					7.0
8	茨城県			1.4E+1					14.0
9	栃木県			2.1E+1					21.0
10	群馬県			7.0E+0					7.0
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県			1.4E+2					140.0
19	山梨県			2.0E+2					203.0
20	長野県			2.8E+1					28.0
21	岐阜県			7.0E+0					7.0
22	静岡県								
23	愛知県			5.6E+1					56.0
24	三重県			4.9E+1					49.0
25	滋賀県			3.5E+1					35.0
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県			1.7E+1					17.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県			1.4E+1					14.0
32	島根県			7.0E+0					7.0
33	岡山県			2.8E+1					28.0
34	広島県			7.0E+0					7.0
35	山口県			7.0E+0					7.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県			3.5E+1					35.0
41	佐賀県			2.8E+1					28.0
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
	全国			3.3E+3					3,258.0